

## 7月1日から住民票の方書（アパート名等）を表記します

平成23年7月1日から、転入・転居等で住所異動される方の住民基本台帳の住所欄に方書（アパート名等）を表記します。

平成23年6月以前に住所異動された方は、申出により方書表記できますので、住民生活課までお越し下さい。

### 【必要なもの】

- ・ 印鑑（認印）
- ・ アパート等の契約書や領収書等、方書が確認できる書類
- ・ 本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証等）

### 【ご注意ください】

住民基本台帳の住所欄に方書（アパート名等）を表記することにより、住所として扱われますので、国民健康保険などの保険証や医療受給者証等も変更する必要があります。

詳しくは、住民生活課（内線133）までお問い合わせください。